

株式会社エコ・ディスタンスに対する行政処分

株式会社エコ・ディスタンスに対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物処分業許可の取消処分を行いました。

記

〈取消処分〉

1 被処分者

- | | |
|----------|---|
| (1) 住所 | 群馬県前橋市富士見町1659番地4 |
| (2) 名称 | 株式会社エコ・ディスタンス 代表取締役 杉澤 養康 |
| (3) 事業区分 | 産業廃棄物処分業許可
(許可番号：前橋市第11420166200号) |
| (4) 取扱品目 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
がれき類（以上8種類） |

2 処分年月日

令和7年10月8日

3 処分理由

株式会社エコ・ディスタンスの取締役が役員として在籍する株式会社ジャパנקリーンは、令和7年9月24日に群馬県知事から産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処理施設設置許可の取消処分を受けた。このことにより、被処分者は廃棄物処理法第14条第5項第2号ニ（同号イ（同法第7条第5項第4号ホ））に規定する欠格要件に該当するに至り、同法第14条の3の2第1項第3号に該当する。